

官報

号外
昭和五十五年一月二十九日

○第九十回 参議院会議録追録

土地収用法第三十一条第一項に係る公害等調整委員会の事務処理等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年十一月二十六日

秦 豊

参議院議長 安井 謙殿

土地収用法第三十一条第一項に係る公害等調整委員会の事務処理等に関する質問主意書

土地収用法(以下「収用法」という)第二十九条は「収用委員会の裁決に不服がある者は、建設大臣に対して審査請求をすることができ」と規定し、また同法第三十一条第一項は「収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決は、公害等調整委員会の意見を聞いた後にしなければならない」と規定する。

しかるに、意見の照会を受けた公害等調整委員会(以下「委員会」という)は、これに対し形式的及び実質的にどのように回答すべきかについて、収用法令には何ら規定するところがない。また公害等調整委員会設置法(以下「設置法」という)第三十一条には「委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、公害等調整委員会規則を制定することができる」と規定されているにもかかわらず、収用法第三十一条第一項に係る事務処理については、委員会規則には、何ら規定するところがない。

よつて、以下、現実に発生している問題を例にとり、大平正芳首相の責任において、御答弁を賜りたい。

一 収用法第三十一条第一項について、次により建設大臣の見解を示されたい。

(1) 収用委員会の裁決に係る審査請求について、建設大臣が裁決するには、他者の意見を聞いた後にしなければならないと規定しなければならなかった理由(立法の趣旨)は何か。
(2) 行政不服審査法に係る審査請求に対する裁決の前提要件として、裁決権者以外の者(他者)の意見を聞いた後にしなければならないものは他にあるか。あれば、その全てを根拠規定とともに示されたい。

(3) 右(1)の他者が委員会で行なければならない理由(立法の趣旨)は何か。

(4) 建設大臣が委員会に意見を聞くべき時期について規定するところがないが、建設大臣の審査のいかなる段階で意見が聞かれるべきものなのか、根拠を付して示されたい。

(5) 委員会が意見を述べるべき対象(範囲)を根拠を付して示されたい。

(6) 意見を求めるにあたり、建設大臣は自らの審査に要した全資料を委員会に送付するのにか、それとも、一部分しか送付しないのであるか、その選択基準を示されたい。

(7) 右(6)において、資料の恣意的な選択により、委員会が建設大臣と同じ判断(結論)に至らしめられる危険性(弊害)は、どのようなシ

ステムにより排除されるようになっていくのか。

(8) 建設大臣が、委員会の意見に反した裁決をなすが、違法でないのであれば、その理由は何か。

(9) 委員会発足後、委員会の意見に反した裁決が行われたことがあれば、それに係る審査請求の事件名及び裁決の年月日を全て示されたい。

(10) 委員会発足後、建設大臣の審査手続きの瑕疵のため、委員会が審査のやり直しを意見としたことがあれば、それに係る審査請求の事件名、手続きの瑕疵の内容、それに対する建設大臣の措置の内容及び裁決の年月日を全て示されたい。

(11) 右(10)においてやり直しの場合、再度、委員会の意見を聞くことになるのかどうか、理由を付して示されたい。

(12) 委員会発足後、「棄却相当」以外の意見が回答された事件が、右(10)の事件以外にあれば、それに係る審査請求の事件名、意見の要旨及び裁決の年月日を全て示されたい。

二 収用法第三十一条第一項に係る委員会の事務処理について、次により委員会の見解を示されたい。

(1) 設置法第三十一条に規則制定権が規定されているにもかかわらず、収用法第三十一条第一項に係る事務処理規則が制定されない理由は何か。

(2) 右(1)において、公正・厳格な事務処理を委員会としてどのように確保せんとしているのか。

(3) 設置法第五条に、わざわざ「委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う」と規定しなければならなかった理由(立法の趣旨)は何か。

(4) 右(3)の「独立して職権を行う」という規定がなければ、どのような弊害が起り得るのか。

(5) 現在の委員会の委員長及び全委員の氏名を示されたい。非常勤の委員にあつては、他の主な役職名を併記されたい。

(6) 委員会の委員長及び委員が独立して職権を行使できず、収用法第三十一条第一項に係る事務処理規則が無くても、委員会事務局による実務処理が、公正・厳格に行われるという根拠を示されたい。

(7) 独立して職権を行うということは、収用法令などの解釈も独自に行い得ることなのか。また行うべきものなのか。

(8) 委員会事務局組織令第三条には、審査官の分掌事務の一つとして「収用法第三十一条第一項の規定による意見の申出に関する」と規定されているが、委員会事務局に存在する審査官、審査官補佐及び主査について、

(イ) 収用法第三十一条第一項の事務に係る実務処理を審査官、審査官補佐及び主査の間でどのように分掌するのか。

(ロ) 審査官補佐及び主査の存在を規定した組織法令上の根拠条項は何か。

(9) 委員会の審査官、審査官補佐及び主査の氏名を全て示されたい。このうち、関係のある他の職を同時に占めている者にあつては、その役職名を併記されたい。

(10) 右(9)のうち、かつて建設省に籍を置いたことのある者及び裁判官であつたことのある者はそれぞれ誰か。

(11) 委員会組織令第一条は、審査官九人のうち三人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものと規定した。何故、このような規定が必要なのか。九人のうち三人とした理由も併せて示されたい。

(12) 収用法第三十一条第一項に係る事務処理が、委員会内で現実にどのような手順・手続きにより行われているのか。

(13) 右(12)に係る委員会による事務処理は、建設

省から任意に送付を受けた資料・情報の範囲内で行わなければならないのか、また行われているのか。その他委員会の判断根拠とすべき資料・情報は、どのようにして収集しているのか、根拠規定とともに示されたい。

(14) 右(13)において、建設大臣から送付を受ける資料・情報が、委員会の意見を誘導するよう恣意的に選択されることによる弊害を排除するため、委員会としてどのような対策を用意しているのか。

(15) 右(13)において、建設大臣から送付を受けた資料・情報のうち、裁決の証拠となるべきもののいわゆる成立について、審査請求人や収用委員会に諮ることもなく、どのようにして判断しているのか。

(16) 収用法第一三一条第一項に係る委員会の意見は、どのような形で審査請求人または収用委員会の批判・検証にさらされるのか。

(17) 右(16)において、それとも、委員会は意見のいっぴなしなのか。となれば、仮に無責任な、あるいは、建設大臣に誘導された意見が出されたときの更正措置はどうか。

三 委員会と公共用地審議会(以下「審議会」という)の権能の違いについて、次により建設大臣の見解を示されたい。

(1) 収用法の特別法たる公共用地の取得に関する特別措置法(以下「特措法」という)第七条には、建設大臣が特定公共事業の認定をするに

は、審議会の議を経てとある。「議を経る」ということと収用法第一三一条第一項の「意見を聞いた後にする」とは、法概念上どのような違いがあるのか。

(2) 特定公共事業の認定について、「審議会の議を経て」と特措法で規定しなければならなかった理由(立法の趣旨)は何か。

(3) 特措法第七条に係る建設大臣が審議会の議に付すべき時期については、特措法に規定するところがない。審査のいかなる段階で審議会の議に付されるべきものなのか、根拠を付して示されたい。

(4) 右(3)に係る審議会の議の対象(範囲)は何か。

(5) 右(3)に係る審議会の議は、どのような形で起業者または被収用者の批判・検証にさらされるのか。

(6) 右(5)において、それとも、審議会の議は出されつばなしなのか。となれば、仮に無責任な、あるいは、事務局により誘導された審議会の議が出されたときの更正措置はどうか。

(7) 審議会の委員の任命については、委員会の場合と異なり、衆参両議院の同意が必要であると特措法で定められなかった理由(立法の趣旨)は何か。

(8) 審議会の委員については、委員会の場合と異なり、独立して職権を行える権限を特措法

で付与しなかった理由(立法の趣旨)は何か。

(9) 審議会における公正・厳格な審理及び事務処理は、どのようにして確保されているのか。

(10) 審議会の事務局は、建設省計画局総務課が担当するののか。その他建設省内のどの所部が担当するののか。

(11) 特措法第七条に係る建設大臣の行うべき事務処理は、建設省計画局総務課が担当するののか。その他建設省内のどの所部が担当するののか。

(12) 右(3)に係る審議会の議は、事務局が用意した資料・情報の範囲内でのみ行われるののか。その他審議会の判断根拠となる資料・情報は、どのようにして収集されているのか。

(13) 右(12)において、事務局から提出される資料・情報が、審議会の議を誘導するよう恣意的に選択されることによる弊害を排除するため、審議会としてどのような対策を用意しているのか。

(14) 最後に行われた特定公共事業認定(昭和四十五年十二月二十八日付)に係る審議会委員の氏名を示されたい。非常勤の者にあつては、当時の他の主な役職名を併記されたい。

四 昭和五十二年及び同五十三年度に委員会が建設大臣に回答した収用法第一三一条第一項に係る事案の委員会における事務処理について、次により委員会の見解を示されたい。

(1) 設置法第一七条による委員会の年次報告によれば、昭和五十二年に委員会に係属した意見照会事案は、翌年度回答を含め十八件あり、そのうち三件が照会受理から回答までに四ヶ月前後を要し、七件が六ヶ月前後、一件が七ヶ月前後、六件が八ヶ月前後、そして一件が九ヶ月前後をそれぞれ要している。各事案につき委員会内で処理に要した期間が、それだけを合理的に必要とするいわゆる相当期間であるとする根拠を、各事案毎にそれぞれ示されたい。

(2) 昭和五十三年度に回答した事案のうち、事件名「日本鉄道建設公団起業岡多線猿投・瀬戸間鉄道建設工事に関する愛知県収用委員会の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求」(事件番号⑤)の事案にあつては、建設大臣の審査手続きに二年三ヶ月近くも要しているにもかかわらず、委員会はわずか二ヶ月で棄却相当の意見を建設大臣に回答した。委員会の内部でいい加減な事務処理が行われたのではないのであれば、建設大臣による二年三ヶ月の審査に対して、わずか二ヶ月間で回答できた理由を、他の事案に係る相当期間との比較において、具体的かつ詳細に示されたい。

(3) 同じく昭和五十三年度に回答した事案のうち、事件名「箕面市起業箕面都市計画道路路事業二等大路第二類第一号千里二号线に関する

大阪府収用委員会の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求(事件番号①)の事案にあつては、棄却相当の意見を回答するのに、委員会が九ヶ月に近い期間を必要とした理由は何か。

五 「成田市駒井野字天並野二二二番の二九外九筆の土地収用事件につき、公共用地の取得に関する特別措置法第二〇条に基づく千葉県収用委員会による緊急裁決(千収委第七一号)に対する審査請求事件」を事件名とする審査請求が、昭和四十六年七月十三日付で行われていたが、建設大臣から最近になつてようやく、この事案(以下「本件事案」という)について、委員会に意見の照会が行われたと聞く。これに関し、次により委員会の見解を示されたい。

- (1) 本件事案を委員会が受理した年月日を示されたい。
- (2) 委員会及び委員会事務局にあつて、本件事案の審査事務を担当する委員、審査官、審査官補佐、主査及び事務官の氏名を全て示されたい。
- (3) 本件事案を受理するにあたり、建設大臣から委員会に提出された全資料の標目、作成年月日及び作成者の氏名をそれぞれ示されたい。
- (4) 右(3)に係る資料だけで本件事案に係る建設大臣の審査が行われたことになつてゐるのか。
- (5) 建設大臣は、本件事案の自らの審査にあつた

り、緊急裁決申立書、権利取得裁決申請書、土地調書、明渡裁決申立書、物件調書、千葉県収用委員会による現地調査に関する調査、緊急性を疎明する資料、及び審査請求人らの権利関係を疎明する資料を参照しなかつたと聞くが、委員会による審理及び委員会事務局による審査でも、これらの資料が不要であるというのであれば、それぞれについて、不要とする理由を示されたい。

(6) 権利取得裁決に係る収用法第四八条第四項にいう土地所有者は、農地買収に関する昭和二十八年二月十八日付の最高裁判所の判決により、真実の権利者でなければならないのではないのか。

(7) 本件事案に係る緊急裁決には、起業者たるべき運輸省・空港公団が、真実の権利者の追求を故意に怠り、単なる公簿上の権利者を土地所有者とみなし、千葉県収用委員会もこれを追認した結果、真実の土地所有者に補償金が払渡されない、または供託されない事態が起つてゐるということはないのか。

(8) 本件事案に係るいわゆる請求人適格について、どのような手続き・要件により判断するのか。

(9) 行政不服審査法第二五条第一項による意見陳述の機会を審査庁が審査請求人らに付与するかしないかは、裁決の効力を左右する法定要件ではないのか。そう委員会として解釈で

きないのなら、その理由は何か。

(10) 本件事案については、全ての審査請求人らに意見を陳述する機会を与えたとはいえないが、委員会としては、たとえば設置法第十四条を援用して審査請求人らの意見をあらためて聞くのか、それとも建設大臣に意見陳述の機会を設定するよう意見するのか、その他どうするのか。

(11) 本件事案に係る審査請求書には、審査請求の理由の中に、審査請求人らの個別権利に基づいた主張が記載されていない。当然意見陳述の機会等別の形で主張されることになると思われるが、審査請求人らの個別権利に基づく取消し事由について、その是非を委員会としては、どのような手続き・要件により判断するのか。

(12) 右(11)において、また千葉県収用委員会が緊急裁決書で認定した審査請求人らの個別権利の是非については、どのような手続き・要件により判断するのか。

(13) 建設大臣が、審査請求人や同代理人と協議なく指定した意見陳述のための機会の期日が、審査請求人の出産日の直後であつて出席できないとあらかじめ通知されていて、かつ変更されることがなかつた場合に、通知した理由で出席できなかった場合は、行政不服審査法第二五条第一項にいう意見陳述の機会を与えたことにはならないのではないのか。

(14) 特措法第二〇条第一項は、「特定公共事業に係る明渡裁決が遅延することによつて事業の施行に支障をおよぼすおそれがある場合」、緊急裁決権を収用委員会に付与しているが、支障を及ぼすおそれがない場合に行われた緊急裁決でも、取消されるべきでないのであれば、その理由は何か。

(15) 右(14)において、支障を及ぼすおそれがない場合に行われた緊急裁決でも、無効ではないのであれば、その緊急裁決を有効ならしめる根拠規定は何か。

(16) 本件事案に係る緊急裁決について、千葉県収用委員会は、右(14)にいう「支障を及ぼすおそれがある」やなしやの判断を行わなかつたと聞くが、千葉県収用委員会が行うべき右判断の存否について、また行われていた場合の判断内容の適否について、委員会はどのような手続き・要件により判断するのか。

(17) 本件事案については、少くとも結果的にみて、右(14)にいう「支障を及ぼすおそれ」がなかつたといえるのではないのか。

(18) 起業者たるべき運輸省・空港公団は、右(14)に係る「支障を及ぼすおそれがある」ことを疎明する資料を、千葉県収用委員会に提出しなかつたと聞くが、この事実につき、委員会はどのような手続きにより判断するのか。

(19) 起業者たるべき運輸省・空港公団の本件事案に係る緊急裁決申立書は、特措法令で規定

される法定要件を欠き、「緊急裁決を申し立てる理由」の記載がないと聞くが、この事実につき委員会はそのような手続きにより判断するのか。

20 右⑨に係る「緊急裁決を申し立てる理由」に記載されるべき内容及び記載すべきとした理由(立法の趣旨)はそれぞれ何か。

21 一般に、仮補償金とすべきではないのに、わざわざ仮補償金とすべく行われた緊急裁決(必然的効果として補償裁決が行われるまで、損失の補償に關し司法救済の道が閉される)が、取消されるべきではないのなら、その理由は何か。

22 右⑨に係る緊急裁決が無効でないのなら、その根拠は何か。

23 本件事案に係る土地に対する補償金は、概算見積りによる仮補償金とすべきものなのか。とすれば、その理由は何か。

24 本件事案に係る土地に關するいわゆる事業認定時価格は、昭和四十五年十二月二十六日付の権利取得裁決(千収委第二六〇号)で、起業者たるべき運輸省・空港公団が決定した地目別統一価格であると千葉県収用委員会が認定していたのではなかったのか。

25 委員会は、本件事案に係る審査請求人や千葉県収用委員会の主張の真偽・是非の判断を、当事者相互に検証させるでもなく、どのような手続き・要件により、公正・厳格に行

おうとするのか。
右質問する。

昭和五十五年一月二十九日

内閣総理大臣 大平 正芳
参議院議長 安井 謙殿

参議院議員秦豊君提出土地収用法第三百一条第一項に係る公害等調整委員会の事務処理等に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出土地収用法第三百一条第一項に係る公害等調整委員会の事務処理等に關する質問に対する答弁書

一及び二の④から⑦までについて

建設大臣は、収用委員会の裁決についての審査請求を慎重に処理するため、これに対する裁決については、公害等調整委員会(以下「委員会」という。)の意見を聞いた後にしなければならぬこととされている。

建設大臣が委員会に意見を聞くべき時期、その方法等については特段の定めはないが、建設大臣は制度の趣旨に照らして適切な時期に、適切な方法等により意見を聞いており、また、委員会は慎重に審議を重ねた上、建設大臣に対し意見を述べているところであり、これらは、制度の趣旨に照らして適切に運用されている。なお、委員会の意見に反した裁決がなされたことはない。

土地収用法第三百一条第一項の規定に類するものとしては、森林法第九十一条第四項等がある。

二の(1)から⑦までについて

委員会は、土地収用法第三百一条第一項の規定に係る事案(以下「土地収用法に係る事案」という。)については、同規定及び公害等調整委員会設置法の規定に従い、その事務処理に当たっているものである。委員会においては、その任務及び権限にかんがみ、委員長及び委員が独立してその職権を行うこととなつてゐる。委員長及び委員の氏名は次表のとおりである。

委員長	青木 義人
委員	石丸 隆治
委員	加藤 泰守
委員	金澤 良雄
委員	松本 敬信
委員	宮崎 隆夫
委員	若林 清

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており、事務局内部では、土地収用法に係る事案については、審査官が、命を受けて、分掌することとなつてゐる。なお、審査官のうち三人は、他の職を占める者をもつて充てられるものとされている。

三について

公共用地の取得に關する特別措置法(以下「特

措法」という。)第七条の規定によれば、建設大臣は、申請に係る事業が同条各号のすべてに該当するときは、公共用地審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、特定公共事業の認定をすることができるとされているが、これは、建設大臣が特定公共事業の認定をすることが適当であるか否かについて建設省の附屬機関である審議会の議を経ることにより、処分の適正を期するためである。

また、審議会の委員の任命については両議院の同意を要しないが、審議会の委員は、法律、経済又は行政等に關して優れた学識経験を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る者のうちから内閣の承認を得て建設大臣により任命されており、審議会の審議は公正かつ厳格に行われている。

なお、審議会の庶務及び特措法の施行に關する事務を所管するのは、建設省計画局総務課である。

四について

御質問の各事案については、委員会において、鋭意審議を重ねた上、建設大臣に意見を述べたところであり、それぞれの事案に応じて、その処理について所要の期間を要したものである。

五について

新東京国際空港公団起業、新東京国際空港第一期建設事業に關し、千葉県収用委員会が昭和

四十六年六月十二日付けで行った緊急裁決（千収委第七十一号）について戸村一作はか六十三名が提起した審査請求に関する建設大臣からの意見照会（昭和五十四年十月十八日委員会受付）に対しては、法の定めるところにより、既に、委員会の意見が述べられており、現在、建設大臣において手続を進めているところである。

なお、土地収用法第四十八条第四項の規定によれば、権利取得裁決を行うに際しては、収用委員会は、土地及び土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償について、当該補償金を受けるべき土地所有者又は関係人の氏名又は住所を通知することができない場合を除き、これらの事項を明らかにして裁決しなければならぬこととされている。

また、特措法第二十条第一項の規定によれば、収用委員会が緊急裁決をすることができるのは、「特定公共事業に係る明渡裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある」と認められる場合に限られるものであり、その他の場合には緊急裁決を行うことはできない。緊急裁決においては、特措法第二十条第一項に規定する場合に仮補償金を定めることができるものである。

緊急裁決申立書に緊急裁決を申し立てる理由を記載させるのは、「特定公共事業に係る明渡裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある」ことを明らかにさせる

ためである。

行政不服審査法の解釈と運用の実態に関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年十一月二十八日

秦 豊

参議院議長 安井 謙殿

行政不服審査法の解釈と運用の実態に関する
質問主意書

昭和四十六年六月十二日に千葉県収用委員会が行った成田空港建設に係る緊急裁決に対し、同年七月十三日、同委員会からの教示もあつて建設大臣宛に、土地収用法第二十九条及び行政不服審査法（以下「行審法」という）第十五条に基づき、「成田市駒井野字天並野二二二番の二九外九筆の土地収用事件につき、公共用地の取得に関する特別措置法第二〇条に基づく千葉県収用委員会による緊急裁決（千収委第七十一号）に対する審査請求事件」を事件名とする審査請求（以下「本件請求」という）が行われたと聞く。以来八年以上を経過するも、現在に至るまで、いまだに裁決はおろか、十全の審理も行われていないという。

これは一体どうしたことか。

そもそも成田空港建設の総体が行政権濫用の所

産であると聞くが、これもその一翼をなすものなのであるうか。右行審法執行に係る建設大臣の十全の審理、したがつて、裁決の放置は、本件請求の審理を担当した建設省計画局総務課における怠慢というよりも、むしろ違法な不作為として法的に非難されるべきものではないのか。故意またはそれに相当する重大な過失があつたのではないのか。

よつて、以下、大平正芳首相の責任において、建設大臣による行審法の解釈と運用の実態に関する、御答弁を賜りたい。

一 本件請求に対する裁決を八年以上も不作為のまま放置してきた建設省計画局総務課について、

(1) 本件請求時から現在に至るまでの全課長の氏名、就任・辞任年月日、本件請求に係りなした業務の内容、及び本件請求に係る辞任引継ぎ事項の内容をそれぞれ示されたい。

(2) 本件請求時から現在に至るまでの収用担当の全補佐官の氏名、辞任・辞任年月日、本件請求に係りなした業務の内容、及び本件請求に係る辞任引継ぎ事項の内容をそれぞれ示されたい。

二 放置されていた本件請求に関する審理手続（以下「本件手続」という）が進められることになった理由について、昭和五十三年十二月一日政府において、新東京国際空港周辺地域における農業振興のための基本となる考え方についてが閣

議報告されるなど成田空港建設に関して話し合いの気運が生ずるとともに、同月二十日には審査請求人の一部から本件請求に関する新たな主張を含む審査請求補充書が提出されるなど状況に変化が見られたことを挙げ、本件手続進行の最初の外形的な形として、本年二月七日、審査請求人に対して補正等を命じたことが指摘されている。

(1) 話し合いの気運の発生と審査請求補充書の提出以外に、右にいう「状況の変化」を規定する構成要件たり得るものがあれば、その全てを列挙されたい。

(2) 右にいう「状況の変化」がなければ、本件手続は依然として放置されたままということになるが、とすれば、本件手続が放置されていたのは、建設省計画局総務課における忘却による過失ではなく、承知の上の故意によるとしてよいのか、理由を付して示されたい。

(3) 話し合いの気運の発生の具体的な形として、政府内における閣議決定が例示されているが、これ以外に話し合いの気運の発生を証拠だてる事象があれば、その全てを列挙されたい。

(4) そもそもこの話し合いの気運とは何か、その概念の具体的内容を示されたい。

(5) 政府の一方的な意志決定にすぎない右閣議決定が、なぜ、この話し合いの気運の発生を意味することになるのか。

(6) この話し合いの気運の発生は、政府内だけ

- のことなのか。その他、話し合いの気運はどこに発生していたのか。
- (7) この話し合いの気運は、いつまで持続していたか。またそれは何によつて明らかとなるのか。
- (8) 三月六日の森山欽司運輸相(当時)の「二期工事は年内着工」の閣議発言は、この話し合いの気運とはどういう関係にあるのか。
- (9) この話し合いの気運は、現在消滅しているのではないのか。
- (10) この話し合いの気運が消滅していても、なお、本件手続を進行させるのであれば、この話し合いの気運の発生ということとは、本件手続進行の根拠たり得ないのではないのか。
- (11) そもそもこの話し合いの気運の発生が、なにより本件手続進行の根拠たり得るのか。
- (12) また法令上その提出が義務づけられていない審査請求補充書の提出が、しかも六十四名の審査請求人のうちわずか一名の者の承継人からにすぎない審査請求補充書の提出が、なにより本件手続進行の根拠たり得るのか。
- (13) 逆に、審査請求補充書が提出されないかぎり、本件手続を進行させなかつたという趣旨か。
- (14) 審査請求補充書を提出しない審査請求人に對しても、本件手続を進行させるのか。とすれば、審査請求補充書の提出は、彼らにとつて本件手続を進行させる根拠とはなり得ないのではないのか。
- (15) 本件手続を進行させることになつたのは、話し合いの気運の発生や審査請求補充書の提出ではなく、まさに本件手続を不作為のまま放置していることの違法確認を求めると不作為違法確認等請求事件(昭和五十三年(行ウ)第一六七号)が、昨年十二月二日に東京地方裁判所民事第三部に提訴されたことを唯一無二の理由とするのではないのか。
- (16) 一般に不作為違法確認事件が提訴された結果、その不作為を解除すべく作為を開始するのは、不作為のまま放置してきたことに、何ら正当事由がなかつたことの何よりの証拠となるのではないのか。
- 三 本件請求以降、右二にいう「状況の変化」により進行されることになるまで、本件手続が故意に放置されていた不作為自体の中にも正当事由が全くないことについて、
- (1) 本件請求について、その専らの理由とするところが、本件請求に係る緊急裁決の前提となる特定公共事業認定処分(違憲・違法であるとは意見陳述ぬきにはともいえず、まして本件請求に係る審査請求書では、右特定公共事業認定処分(違憲・違法に加え、分割裁決の違法と審理手続の違法が展開されていたのではないのか。
- (2) 仮に本件請求の専らの理由とするところが、本件請求に係る緊急裁決の前提となる特定公共事業認定処分(違憲・違法であり、この特定公共事業認定処分に対する異議申立てに對し建設大臣が判断済みであつたとしても、本件手続を故意に放置してよいとする行審法上の規定は存在しないのではないのか。
- (3) 行政不服審査のなされている事件が、同時に司法裁判所に持ちこまれたからといって、行審法に基づく審理手続を故意に放置してよいとする行審法上の規定は存在しないのではないのか。
- (4) 本件請求に係る緊急裁決の前提となる特定公共事業認定処分に対する昭和四十六年一月二十七日付異議申立てに對し、同年五月二十八日付で建設大臣は棄却決定をなしたが、少くともこの時期までは、成田空港建設に係る行審法に基づく審理を故意に放置すべき何らの事由も建設省内には存在しなかつたのではないのか。
- (5) 本件手続が故意に放置されている間に、成田市長及び千葉県知事は、成田空港建設に係した行審法に基づく審理を行つてゐる。即ち、昭和五十年六月五日付に始まる三件の異議申立てに對し、成田市長は同年七月一日付で始まる三件の棄却決定をなし、これに續く同年八月一日付で始まる三件の審査請求に對し、千葉県知事により弁明書・反論書の往復による争点の成熟化、証拠物件の閲覧、意見陳述の機会の付与等の審理手続が着実に進められてゐると聞く。してみれば、本件手続が故意に放置されていたのは、建設省内部の特別の事情によるのではないのか。
- (6) 本件手続が故意に放置されている間に、建設大臣は一方で成田空港建設に係した行審法に基づく審理を、成田開港に必要不可欠とされた例の二基の鉄塔撤去のための道路建設とそれに対する反対運動という開港前の「空港の緊張状態」といわれる状況の中で行つてゐる。即ち、昭和五十一年二月二十五日付審査請求書の提出、同年六月二十八日付弁明書の提出、同年十一月十五日付同弁明書の送付、同年十二月十三日付反論書の提出、翌年一月十日付審尋、同審尋に對する同年二月九日付答弁書の提出、そして同年四月十五日付却下裁決が、大臣官房会計課を事務局として行われ、「空港の緊張状態」をかし出してゐたはずの空港反対運動もこれに従つたと聞く。してみれば、本件手続の故意の放置は、建設省内部の特別の事情というよりも、建設省計画局総務課内部の特別の事情ではないのか。
- (7) 行審法に係る審理を審査庁内部の担当事務局の特別の事情により故意に放置するのは、不作為の正当事由とはなり得ないのではないのか。
- (8) 成田空港の一期工区(緊急裁決の申立て対象地域)にある三筆の土地の有機的な関係の中でのみ生活・生存をかうじて成立させて

いた生前の老農婦・小泉よねさんに対し、ことさら、そのうち二筆のみを緊急裁判の対象となすなど、その生活・生存基盤を根底的に破壊すると思えない運輸省・空港公団・千葉県収用委員会による緊急裁判に関し、「簡易迅速」な行政救済を求めた本件手続に対し、担当事務局たる建設省計画局総務課の特別の事情による故意の放置は、実は、生前の小泉よねさんに対する極めて悪質な故意によるものと推認されてもやむを得ないのではないのか。

四 本件手続の放置に対する前記不作為違法確認等請求事件が提訴されるや、建設省計画局総務課は自ら不始末を糊塗隠蔽せんとすべく、一方で右訴訟事件の進行を法務省の指定代理人を通じて遅延させ、一方で本件手続を本年始めより外形上の体裁を整えんとするだけで、審査請求人の審査請求を受ける利益を実質的に侵害しながら強行させていると聞く。強行突破は「東京地方裁判所に係属中の不作為違法確認訴訟に負けないため」(林桂一補佐官)、「泥をかぶつてもやる」(石原孝収用係長)と審査請求人代理人・大谷恭子弁護士に明言したものである。

(1) 行政権行使に係る権限は、権限付与の目的の範囲内で、かつ公共の福祉実現のためにのみ行使されねばならないのではないのか。

(2) 専らその不作為の違法の司法権による確認回避のみを目的とした行政権行使は、外形上

法令にのつとつてはいても、濫用となるのではないのか。

(3) 右訴訟事件が提訴されるや、一方で右事件の進行を遅延させ、一方で審査請求人の裁判を受ける権利を侵害してまで強行せんとする建設大臣、つまり、建設省計画局総務課による行審法に基く審理権及び裁判権の行使は、濫用であり、したがって、違法ではないのか。

(4) 本件請求に係る審査請求書及び審査請求補充書に対し、弁明書の送付を千葉県収用委員会に求めた理由は何か。

(5) 三月三十一日付右弁明書の受領印が四月十八日となっている理由は何か。

(6) 審査請求補充書は、小泉よねさんの包括承継人のみから提出されたにもかかわらず、事実上併合申請されていた本件請求を、行審法第三六条により職権で分離しなかつた理由は何か。

(7) 送付された右弁明書に対し反論書の提出を求めたことに、法令に従うこと以上に積極的な理由があれば、それは何か。

(8) 二回にわたり提出された右反論書に対し、しかも反論書には求釈明が含まれていたにもかかわらず、かつ、五月七日付質問及び申入書を無視までして、再度弁明書の送付を千葉県収用委員会に求めなかつた理由は何か。

(9) 五月二十九日付審査請求補充書(第二回)及

び七月十二日付同(第三回)に対しては、審査請求人らの繰り返しの強い要求にもかかわらず、弁明書の送付を千葉県収用委員会に求めなかつた理由は何か。

(10) 行審法の運用にあたつては、審理手続における攻撃防禦を十分に尽さるべく、両当事者の納得のいく争点についての主張・立証をなさしめる必要があるのではないのか。

(11) 審査請求人にとつて審査請求の手続過程で処分理由を明確に了解するのでなければ、十分に自己の主張・攻撃をすることができず、したがって、裁判を受ける利益が侵害されることになるが、本件手続ではこのことによどのような配慮が払われたか。

(12) 建設省設置法第三三〇号には、建設行政に関する啓発・周知宣伝が所掌事務として規定されているにもかかわらず、七月十二日付告示依頼書には何ら応じようとしていない理由は何か。

(13) 本件手続に係り、行審法第二八条により職権で提出を求めた書類その他の物件の全てについて、提出請求年月日、提出者名、提出年月日、提出物の標目、提出物の作成者名及び同作成年月日をそれぞれ示されたい。

(14) 本件手続に係り、行審法第三三一条第一項により千葉県収用委員会が提出した処分理由となつた事実を証する書類その他の物件の全てについて、提出年月日、提出物の標目、提出

物の作成者名及び同作成年月日をそれぞれ示されたい。

(15) 八月十四日付で口頭による意見陳述の機会の付与を一方的にかつ突然に通告したというが、

(イ) 千葉県収用委員会に弁明書の提出を求められたという正当事由を付した七月十二日付及び同十九日付申入書を無視までして、審査請求人らに処分理由が十分に知されないまま、右機会を設定した理由は何か。

(ロ) 審査請求人らに処分理由が十分に知されたあと、右機会が設定されることによどのような不合理が存するといふのか。

(ハ) 行審法第三三一条第二項による閲覧請求権行使のために行われた七月十九日付問い合わせ書まで無視して、審査請求人らに証拠物件等の閲覧が行われないまま、右機会を設定した理由は何か。

(ニ) 審査請求人らが証拠物件等を閲覧したあと、右機会が設定されることによどのような不合理が存するのか。

(16) 証拠物件等の閲覧等に関し、九月三日、林補佐官より大谷弁護士に電話連絡があり、閲覧に要する時間は一日はかかること、また全ての審査請求人代理人が同一期日かつ一期日ですませられたいという意向表明があり、九月五日付申入書で、審査請求人代理人の間で

日程のやりくりをして、九月二十九日及び十月二日の両日が申し立てられた。ところが、建設大臣は九月十三日付書面で意見陳述の機会を九月二十九日、閲覧はそれまでの期日と指定し、あまつさえ、閲覧について石原係長は日曜日または夜間にでもされたいとコメントしたという。なぜ日曜日または夜間に証拠物件等を閲覧させられねばならないのか。

(17) 九月二十九日と指定された意見陳述の機会について、審査請求人の小泉美代さんが同月十九日出産のため出席不可能なことをあらかじめ通告され、かつ当日文書で当人の健康回復をまつて共に意見陳述をしたい旨申し入れられたにもかかわらず、同日意見陳述の機会を付与したとなし、建設大臣は十月十一日付で二度と意見陳述の機会を付与しないと回答した。一方的に指定され、かつあらかじめの通告どおり出席のためできなかつた期日の設定が、なぜ行審法上の意見陳述の機会を付与したことになるのか。

(18) 本件手続に係る建設省計画局総務課による行審法の運用に関し、審査請求人から十月二十九日付で抗議書が提出されている。この抗議書の内容に対する反論(自らの行審法の運用が適正合理的であり、かつ誠実であつたとする論拠)を示されたい。

五 渡辺栄一・新建設大臣を迎えた建設省による本件手続に係る紛争の終結について

(1) 本件手続に係る紛争を、①先に東京・大宮間の新幹線建設反対運動に対応した新運輸相と同様、不作為のまま長年放置したことについて新建設相が陳謝し、②前記不作為違法確認等請求事件を取り下げる、③行審法の運用は原点にたちかえり今後適正に行う、④右訴訟に係る法務省の指定代理人、林補佐官及び石原係長らの名誉回復等を基本的ワケ組として和解する考えはないか。

(2) 必要なら両当事者間のあつせんを行う用意があるが、ともかく、右についてただちに内閣官房及び法務省と協議に入る考えはないか。

右質問する。

昭和五十五年一月二十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員秦豊君提出行政不服審査法の解釈と運用の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出行政不服審査法の解釈と運用の実態に関する質問に対する答弁書

一について

新東京国際空港公団起業、新東京国際空港第一期建設事業に関し、千葉県収用委員会が昭和

四十六年六月十二日付けで行つた緊急裁決(千収委第七十一号)について戸村一作はか六十三名が提起した審査請求(以下「本件審査請求」という。)については、その受理以降、課長七名及び課長補佐八名により適切に事務が処理され、引き継がれている。

二及び三について

本件審査請求は、昭和四十六年七月十三日に提出されたものであるが、本件審査請求の対象となつた緊急裁決に基づく第二次代執行が厳しい対立の下で行われる等建設大臣が本件審査請求について正常かつ公正な審査手続を進め得る状況にはなかつた等のため手続の進行を見合せてたものである。

その後、昭和五十二年十二月一日に政府において「新東京国際空港周辺地域における農業振興のための基本となる考え方について」が閣議報告されるに至る等新東京国際空港建設に関し、報告されるに至る等新東京国際空港建設に関し、報告されるに至る等新東京国際空港建設に関する新たな主張を含む審査請求補充書が提出される等状況に変化が見られるので、建設大臣は本件審査請求に関する手続を進めているものである。

四について

本件審査請求に関しては、法の定めるところに従い、建設大臣において、弁明書の送付、反論書の提出、物件の閲覧、口頭による意見陳述

の機会の付与、公害等調整委員会の意見照会等に関する手続を鋭意、適切に進めてきたところであり、速やかに裁決を行う所存である。

五について

御質問の点に関しては、現在、建設省計画局において本件審査請求に係る不作為の違法確認等請求事件の原告代理人を通じて原告の意向を打診中であると承知している。

帰化許可者に対する国民年金適用等に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年十二月八日

二宮 文造

参議院議長 安井 謙殿

帰化許可者に対する国民年金適用等に関する再質問主意書

皆年金体制を採るわが国において、老後、老齢給付の対象とならないいわゆる無年金者が生ずることは、わが国年金制度上の問題点の一つであり、その発生を防ぐため、暫定的な特例納付制度を実施するとともに、制度改正の検討等に鋭意努めているものと思われる。

ところが、帰化許可者は、帰化許可時の年齢によつては、年金制度に加入しても老後の給付の対

象となり得ない者が生ずるので、前回（第八十九回国会質問第八号）の質問でこれらに対する取扱の検討について質したところである。

しかし、その答弁内容に対しては、極めて不満であり、納得ができない。

そこで、帰化許可者について、いわゆる無年金者が生ずることを解消するために、さらに具体策を検討して頂きたいと思うので、再度次の諸点について質問する。

一 帰化許可者のうち、国民年金に加入している者の数、また加入者のうち加入時の年齢から将来老齢給付の対象となり得ないものと考えられる者の数について、それぞれの程度と把握しているか。

二 帰化許可者のうち、いわゆる無年金者となると考えられる者について、現在実施されている特例納付に準じた取扱いが可能となるよう制度の改正を検討する考えはないか。

三 わが国と他国との年金の加入期間の制度間通算を行うための社会保険協定の締結について、その交渉の経過、国内での検討はどのように進められているか。また、この年金通算は、国民年金の日本在住外国人への適用問題とともに、帰化許可者について、いわゆる無年金者となるのを防ぐことにも役立ち得るものと考えるが、この点についてどのように認識しているか。

昭和五十四年十二月十四日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員二宮文造君提出帰化許可者に対する国民年金適用等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出帰化許可者に対する国民年金適用等に関する再質問に対する答弁書

一について
国民年金法においては、被保険者の資格の取得につき日本国民となつた事由を問わないところであるので、お尋ねの数については、は握していない。

二について
制度上国民年金への加入が認められていないか
つた帰化前の期間についてそ及して被保険者期間とする取扱いを行うことは、いわゆる特例納付とは異なるものであり、お尋ねのような特例を設けることは困難である。

三について
諸外国との年金通算については、現在、アメリカ合衆国との間で、技術的問題についての事務的な検討が行われているところである。

なお、二国間の年金通算は、主として、年金保険の適用問題を解消するとともに両国における保険料の拠出期間を通算した年金給付を行う

ことを目的とするのが通例である。

電気自動車の開発普及促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年十二月十一日

塩出 啓典

参議院議長 安井 謙殿

電気自動車の開発普及促進に関する質問主意書
わが国のモータリゼーションの進展は著しく、これに伴つて燃料であるガソリンの使用量は年々増加しているが、一方、石油の供給をめぐる情勢はきわめて不安定であり、今後さらにガソリンの需要が増大する場合、これに対応しえない事態になることも予想されている。このため、石油の消費節減の必要性は自動車産業も例外ではなく、脱石油を目指した燃料の多様化のための努力が要請されているのである。また、ガソリン自動車の排ガスは、環境汚染の大きな要因として排出規制が強化されつつある。

こうした観点から、燃料として多様な第一次エネルギーを利用し、また公害問題の発生のおそれのない電気自動車の開発・普及の促進を図ること

が新しい時代に即応するため是非必要であると考えられる。

電気自動車は、先に工業技術院を中心にして、関係業界を含めて大型開発プロジェクトとして研究開発が進められた結果、技術的にはほぼガソリン自動車に匹敵する性能の車の開発に成功している。

しかしながら、まだ量産に至っていないために、コストが割高で普及対策は今後の課題として残されている。

このため、国の積極的な支援のもとに関係業界の協力による電気自動車の開発普及を推進するため、以下の点について政府の所見ならびに対策を質問する。

一 電気自動車の開発普及をエネルギー源の多様化政策の一環として位置づけ、長期的な普及計画に基づいた施策の総合的な推進を図るべきではないか。

二 標準実用電気自動車の開発普及プロジェクトに対し、必要な指導ならびに助成対策を検討すべきではないか。

三 電気自動車試用制度の拡充等、普及対策の促進に努めることが必要ではないか。

四 電気自動車の官公需の促進を図るよう今後とも検討すべきではないか。

右質問する。

昭和五十四年十二月二十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員堀出啓典君提出電気自動車の開発普及促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員堀出啓典君提出電気自動車の開発普及促進に関する質問に対する答弁書

一について

電気自動車の開発普及については、排出ガスの低減及び石油の消費節減に資するため、昭和五十二年に策定された「電気自動車普及基本計画」及びこの基本計画に基づいた各年度の「電気自動車普及実施計画」に基づき、各年度の開発、調査及び普及活動を総合的に推進してきている。

二について

標準実用電気自動車の開発については、鉱工業技術研究組合法に基づき設立された標準実用電気自動車技術研究組合において昭和五十三年度から五か年計画で取り組んでおり、政府としても、重要技術研究開発費補助金を交付する等必要な措置を講じているところである。

三について

政府としては、電気自動車の普及促進について特に配慮しており、「電気自動車普及基本計画」及び「電気自動車普及実施計画」の策定並

びに所要の調査を行っている。また、財団法人日本電動車両協会（以下「協会」という。）においても、広報活動の充実、試用制度の拡充等に努めてきているところである。

四について

電気自動車の官公需の喚起については、従来より協会の広報活動及び試用制度の活用等を通じて関係者の理解を深めるよう努めているところであるが、今後とも、官公需の拡大に努めてまいりたい。

沖縄県のおふれ地（未買収道路用地）に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年十二月十一日

喜屋武眞榮

参議院議長 安井 謙殿

沖縄県のおふれ地（未買収道路用地）に関する質問主意書

沖縄県のおふれ地（未買収道路用地）は、周知のように第二次大戦の終結に伴う、米軍による軍事基地優先政策の下で土地の利用を妨げられていた住民に対し、当時の沖縄群島政府が「沖縄群島割当土地に関する臨時処置条例」を制定し、地主の承諾なしに道路等を建設したために生じたもので

ある。したがつて、憲法で保障されている財産権を侵害しているこのおふれ地問題は、日本国政府の戦後処理の一つとして措置しなければならぬ問題である。

以下質問する。

一 国道（直轄・補助国道）及び県道のおふれ地の実態はどうなっているか、面積及び金額別に表示されたい。またその買収状況はどうなっているか買収実績・面積での進捗率を示されたい。いつまでに完全に買収する予定であるか示されたい。

二 市町村道のおふれ地の実態（面積・金額）はどうなっているか、「一級」「二級」及び「その他」道路別に示されたい。またそれに対する国の処理方針、市町村道のおふれ地に関する現在までの予算措置及び来年度の予算措置を示されたい。

三 戦後三十四年間、講和条約発効後からも二十七年間という長期の間、おふれ地地主は一方的に財産権をばく奪され、物心両面による損失と苦痛に耐えてきている。さらにこれ以上おふれ地地主に対してがまんを強いることは極めて酷である。そこで国としては、市町村道のおふれ地の適正な補償を三年以内に完了するよう措置すべきものと思うがどうか。仮りに三年以内に完了できないというのであれば、いつまでに完了する計画であるか伺いたい。

四 戦後沖縄県の統治が、占領軍軍政から米国

琉球民政府に引きつがれ、その軍事優先政策の下で、琉球政府は日本復帰に至るまでの二十七年間、名目的な自治権しか与えられずかつその貧弱な財政基盤から、市町村道路のおふれ地の買い上げ措置ができなかつた。この特殊な事情を考えると、講和条約発効の前後を問わず、国の責任においておふれ地の補償をするべきものと思うがどうか。

五 右のようなおふれ地問題発生の特種事情を考えると、この問題はあくまでも日本国の戦後処理の問題として対処すべきものである。したがつて、おふれ地となつている市町村道路用地は「一級」「二級」そして「その他」の区別なく国の責任において全面補償をするべきものと思うがどうか。

また、その買い上げ補償については、新たに沖縄復帰特別措置関係法令の中に、明確に国の責任で処置することを定めるべきものと思うがどうか。

右質問する。

昭和五十四年十二月二十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県のおふれ地（未買収道路用地）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県のつづれ地(未買収道路用地)に関する質問に対する答弁書

一について

1 国道及び県道の未買収道路用地の面積及び価格並びにそれらの買収状況は、次表のとおりである。

区 分	未買収道路用地全体推計		うち昭和五十三年度までに買収済みのもの	
	面 積	価 格	面 積 (進ちよく率)	価 格 (進ちよく率)
国 道	約二八四万平方メートル	約一、三〇〇億円	九四万平方メートル (三三・パーセント)	三七五億円 (二九・パーセント)
県 道	約一八一万平方メートル	約六〇〇億円	五六万平方メートル (三一・パーセント)	一〇三億円 (二六・パーセント)
合 計	約四六五万平方メートル	約一、九〇〇億円	一五〇万平方メートル (三二・パーセント)	四七八億円 (二五・パーセント)

2 国道及び県道未買収道路用地の買収については、第八次道路整備五か年計画期間内(昭和五十七年度まで)に概成させる目標で努力してまいりたい。

二及び五について

1 講和条約の発効前に生じた市町村道未買収道路用地の面積及び価格は、次表のとおりと推計している。

区 分	面 積	価 格
幹線一、二級市町村道	約一七〇万平方メートル	約三五〇億円
その他市町村道	約二三〇万平方メートル	約四四〇億円
合 計	約四〇〇万平方メートル	約七九〇億円

(注) 地籍不明による調査不能地域を除く。

2 市町村道未買収道路用地の処理については、

は、未買収道路用地の生じた経緯等にかんがみ、次の方針によることとしている。また、その買収については、昭和五十四年度から着手することとし、同年度予算に十億円を計上

している。

なお、昭和五十五年度予算については、目下検討中である。

(一) 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に

関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)第二十二条第一項の位置境界不明地域内における市町村道未買収道路用地については、同法施行令第十三条に規定する財政措置により対処する。

(二) 位置境界不明地域外における幹線市町村道の講和条約の発効前に生じた未買収道路用地の買収費については、補助率十分の八で補助することにより対処する。なお、この場合、現行市町村道の見直しによる県道への格上げ及び補助対象となる幹線市町村道への格上げを検討しているほか、幹線市町村道未買収道路用地の取得に伴って市町村の補助負担が生ずる場合には、必要に応じ地方債をもつて措置し、特にその償還費が財政運営の圧迫要因となるときは、当該市町村の全般的な財政状況を考慮しつつ地方交付税によつて措置することを考えている。

また、市町村道未買収道路用地については、幹線市町村道分だけでもかなりの量となり、処理能力などを勘案してもその処理に長期間を要することとなると思われるので、幹線市町村道分の処理に全力を挙げたいと考えている。

3 市町村道未買収道路用地買収のための措置として、新たな規定を沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二

十九号)等の中に定めることは、考えていない。

三について

市町村道未買収道路用地については、前記の処理方針に従い、市町村の執行体制等も勘案しつつできる限り早期に処理するよう努力してまいりたい。

四について

諸制度が整備されたと認められる講和条約発効後に生じた市町村道未買収道路用地については、道路管理者である市町村がその責任において処理すべきものと考えている。

在日米軍基地内の貯油施設に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年十二月十一日

参議院議長 安井 謙殿

喜屋武眞榮

在日米軍基地内の貯油施設に関する再質問主意書

今年十一月六日に、在日米軍基地内の貯油施設に関する質問主意書を提出し、同月三十日に答弁を得たが、その答弁が抽象的なのみならず質問に対して答えていない部分がある。

昭和五十五年一月二十九日 参議院會議録追録 質問主意書及び答弁書 審査報告書(第五号参照)

そこで再度質問する。

一 今年の十月十九日に静岡県御殿場市の米軍キャンプ富士において事故を起こしたのと同種のいわゆる野戦用燃料貯蔵袋は、国内の米軍施設・区域内にいくらかあるのか、その数及びそれぞれの容量を施設別に示されたい。

特に膨大な米軍基地が集中し、それが住民地域と隣接しているうえ、台風の常襲地帯ともなっている沖縄県にも右の同種のいわゆる野戦用燃料貯蔵袋があるかどうか、あるとすると県内のどの施設にいくらかあるのか、その数及びそれぞれの容量、また保管状態はどうなっているか示されたい。

もし以上のことが調査されていないのであれば、早急に調査するとともに、その安全対策について有効かつ適切な措置をとるべきものと思ふがどうか。

二 先の答弁によると、政府は、今後とも、米側との不断の接触を通じ安全の確保に十分努めてまいりたい(答弁三及び四について)とあるが具体的にはどういうことなのか示されたい。右質問する。

昭和五十四年十二月二十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出在日米軍基地内の貯油施設に関する再質問に対し、別紙答弁書を

送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出在日米軍基地内の貯油施設に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

富士宮舎地区で事故があつたいわゆる野戦用燃料貯蔵袋と同種のもは、岩国飛行場、キャンプ・シュワブ及び普天間飛行場において使用されていると承知している。これらの貯蔵袋の数及び容量については、米軍は、公表しないこととしている。

政府としては、米軍がその貯油施設等の安全管理について十分な措置を講じているものと承知しているが、今後とも、米側との間の関係機関による不断の接触を通じ、又は日米合同委員会において、米軍において所要の措置がとられるよう必要に応じ米側に申入れを行う等安全の確保に十分努めてまいりたい。

〔第五号参照〕

審査報告書

教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

外務委員長 石破 二郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日米両国間の教育交流計画及びそれに関連する教育事業計画を実施するため日米教育委員会を設置すること、日米両国が対等の分担原則に基づき委員会に資金の拠出を行うこと等を定めたものである。この協定を締結することは、日米両国間の教育分野における交流を一層促進して相互理解の増進に資すると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

この協定を実施するため、昭和五十四年度予算に日米教育交流計画等分担金(日米教育委員会)として二億円が計上されている。

審査報告書

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

外務委員長 石破 二郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

従来、北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用のための国際的な協力は、北西大西洋の漁業に関する国際条約の下で行われてきたが、最近相次いで沿岸諸国が二百海里水域を設定したため、これに対応した新しい条約が必要であるとの認識からこの条約が作成されるに至つたものである。この条約は、北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用を促進し並びに北西大西洋の漁業資源に関する国際的な協力を促進するため、総務理事会、科学理事会、漁業委員会及び事務局から成る北西大西洋漁業機関を設立し、科学的調査に係る協力の促進、一定の水域について適用される漁業資源の最適利用のための措置に関する提案の採択を行うこと等を定めている。この条約を締結することは、北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用のための国際協力と我が国の漁業の安定的発展に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

昭和五十四年において北西大西洋の漁業に関する国際条約の当事国である本条約の締結国は、会計上の経過措置として、同年に係る本条約に基づく費用を分担しなくてもよいこととされている。なお、昭和五十四年度予算には、北

西大西洋の漁業に関する国際条約の北西大西洋漁業委員会分担金として、四百十八万千円が計上されている。

審査報告書

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の締結について承認を求めるの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

外務委員長 石破 二郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、小麦の需給関係の安定化及び開発途上国への食糧援助等について定めた千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間を二年間再延長しようとするものである。我が国がこの議定書の当事国となることは、国際協力の促進の見地から望ましいと思われ、また食糧援助規約に基づく援助を引き続き米または農産物資の形態で行うことは我が国にとつて有益であると思われ、その旨の留保を付した上でこの議定書を締結することは、妥当な措置と認め

一、費用

昭和五十四年度予算に、国際小麦理事会分担金として二千四百三十一万九千円、また食糧援助規約の援助義務を履行するために必要な経費として四十九億九千二百万円がそれぞれ計上されている。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

外務委員長 石破 二郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在ドミニカ、在ソロモン及び在トゥヴァル各日本国大使館並びに在広州、在ボストン及び在フランクフルト各日本国総領事館をそれぞれ設置し、在スラバヤ及び在メダン各日本国領事館をそれぞれ総領事館に昇格させるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を設定すること、特定の地域に所在する在外公館に勤務する外務公務員の子教育手当について一定の限度で加

算を認めること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和五十四年度予算に九千九百九十九万四千円が計上されている。

審査報告書

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

地方行政委員長 後藤 正夫

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人口急増地域における消防施設の強化を促進するため、これらの消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き昭和五十八年度まで延長し、昭和五十四年度分の予算に係る国の補助金から適用しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和五十四年度一般会計予算に増加補助額九億千万円が計上

されている。

附帯決議

政府は、大規模地震対策の推進、石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の整備を図るとともに左の諸点についてすみやかにその実現を期すべきである。

一 百貨店、旅館、病院等の特定防火対象物におけるスプリンクラー、屋内消火栓等消防用設備の設置については、法律の完全な実施を期するよう所要の措置を講ずること。

二 消防職員の団結権については、ILOの審議状況に留意し、他の公共部門の労働基本権問題とあわせ、十分かつ慎重に検討すること。

三 消防職員の行う救助業務の円滑な実施を図るため、関係諸法律の整備を検討するとともに、隊員の増強、訓練・救助設備の充実、救急医療機関の拡充に努めること。

四 消防職・団員の職務の特殊性にかんがみ、その処遇改善を図るため、出動手当等の増額、勤務体制の改善、職場環境の整備等に努めるとともに、消防団員については、その報酬の改善、退職報償金の充実等を図り、団員の確保に努めること。

五 消防財政の強化を図るため、自主税源の強化、国庫補助金の充実、及び地方債の政府資金枠の拡大等特段の措置を講ずること。

六 原子力施設の安全管理について、国の関係諸機関は、連絡を緊密にし、万全の対策を確立するとともに、地元地方公共団体の防災体制の一層の整備をはかるため積極的な助成措置を講じ、住民不安の解消に努力すること。

右決議する。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中南米諸国との外交関係の重要性にかんがみ中南米局を新設するとともに、情報文化局文化事業部、アジア局次長及び附属機関である外務省大阪連絡事務所を廃止する等外務省の組織について所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約二百三十六万円であつて、昭和五十四年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

許可、認可等の整理に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月十日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、興行場法等十二法律を改正して二十四事項の許可、認可等について一括して整理(廃止三、規制の緩和十五、権限委譲六)を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月十日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十四年八月十日付の一般職の職員の給与に関する人事院の勧告を実施するため、一般職の職員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の額の改定を行うとともに、一定年齢を超える職員の昇給制度の改正等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十四年度に必要な経費は、約八百七十億円である。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月十日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴つて、特別職の職員の給与の額を改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当

な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十四年度に必要な経費は、約一億円である。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月十日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、防衛庁の職員の俸給月額等を改定するとともに、学生手当、営外手当及び予備自衛官手当の月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十四年度に必要な経費は、約三百六十八億円である。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

通信委員長 矢田部 理

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の発効に備えて、国際航海に従事する一定範囲の船舶の船舶無線電信局につき、五百キロヘルツの遭難周波数での無休聴守に加え、二千八百八十二キロヘルツの遭難周波数での無休聴守を義務づけるとともに、宇宙における無線通信の実用化に対処するため、人工衛星局の技術的条件等を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

運輸委員長 三木 忠雄

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新東京国際空港の円滑かつ効率的な運営に資するため、新東京国際空港公団が、同公団の委託によりその業務の一部を行う事業及びその業務と密接に関連する事業に投資することができるようになるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月六日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国際経済情勢の推移及び我が国が開放経済体制をとることをその基本的姿勢としていくに堪がみ、外資に関する法律を外国為替及び外国貿易管理法に統合するとともに、これまで原則的に禁止する建前とされていた資本取引、役務取引等の対外取引

引について原則自由の建前に改め、預金契約に基づく債権の発生等に係る取引等特定の資本取引等に限つて大蔵大臣等の許可を要するものと、金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引等特定の資本取引等については我が国の国際収支の均衡の維持の必要がある場合等特定の場合に限つて大蔵大臣等の許可を要するものとする。投資、技術導入契約の締結等特定の取引又は行為については原則として事前届出をもつて足りるものとする等、対外取引について必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展を期するとともに国際収支の均衡及び通貨の安定を図り、我が国経済の健全な発展に寄与する見地から所要の改正等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分留意すべきである。

一、有事規制の発動について、外国為替等審議会

の意見を十分尊重しつつ、その適正な運営を図ること。

の不正な取引に利用されることのないよう、本法律の運用について十分配慮すること。右決議する。

審査報告書

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月十日

社会労働委員長 久保 亘

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、漁業離職者及び特定不況業種離職者の発生が今後も引き続き予想される状況にかんがみ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の有効期限を、それぞれ昭和五十八年六月三十日まで延長する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十四年度一般会計に百四十二億五千四百万円が、昭和五十四年度労働保険特別会計(労働省所管)の雇

一六

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、土地家屋調査士の制度の充実強化を図るため、その職責、資格及び登録等について所要の規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

法務委員長 峯山 昭範

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して、裁判官の給与を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十四年度に必要な経費は、約四億九千六百万円である。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

法務委員長 峯山 昭範

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して、検察官の給与を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十四年度に必要な経費は、約四億四百万円である。

審査報告書（沖繩及び北方問題に関する

特別委員会第一号

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一〇〇号 北方領土復帰実現に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

沖繩及び北方問題に関する特別委員長 志村 愛子

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書（商工委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第三二号 石油関連製品の供給・価格安定に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

商工委員長 斎藤 十朗

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書（建設委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第七〇号 障害者のための建物・道路・交通機関改善等に関する請願（別紙意見書添付）

第二五六号 肢体障害者の有料道路無料化等に関する請願（別紙意見書添付）

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

建設委員長 浜本 万三

参議院議長 安井 謙殿

意見書案

障害者のための建物・道路・交通機関改善等に関する請願（第七〇号）

右の請願は、

一、障害者が生活しやすいように、建物・道路・交通機関を改善すること。

二、障害者が単身者でも公営住宅に入居できるように公営住宅法を改正すること。

との二項目からなるものであるが、一の中の「交通機関」については、なお検討を要するのでこの部分を除き、おおむね妥当と認められる。

内閣においては、今後検討の上その実現に努力されたい。

昭和五十五年一月二十九日 参議院会議録追録 審査報告書(第五号参照) 審査報告書(継続案件)

昭和 年 月 日

参議院議長 安井 謙

内閣総理大臣 大平 正芳殿

意見書案

肢体障害者の有料道路無料化等に関する請願

(第二五六号)

右の請願は、

一、有料道路は手帳を提示するだけで無料にし、すべての肢体障害者(同乗を含む)に適用すること。

二、公営住宅に単身でも入居できるよう早急に法律を改正すること。

との二項目からなるものであるが、一については、なお検討を要するのでこの部分を除き、おおむね妥当と認められる。

内閣においては、今後検討の上その実現に努力されたい。

昭和 年 月 日

参議院議長 安井 謙

内閣総理大臣 大平 正芳殿

審査報告書(文教委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

- 第二号、第三号、第七号、第三三三号、第八二二号、第九四号、第九五号、第九六号、第二二三号、第二二八号、第二四九号、第一六三三号、第一六四号、第一六五号、第一六六号、第一六八号、第一六九号、第一七〇号、第一七二号、第一七三号、第一八〇号、第一八一号、第一八二号、第一八六号、第二〇三三号、第二〇四号、第二〇七号、第二〇八号、第二〇九号、第二二〇号、第二二五号、第二二九号、第二三二号、第二三六号、第二四〇号、第二四三三号、第二四五号、第二五〇号、第二六一号、第二六四号、第二七〇号 私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
- 第五号 重要文化財無村屏風修復に関する請願
- 第六号 大幅私学助成に関する請願
- 第八九号 私学の学費値上げ抑制等に関する請願
- 第二一八号 教職員定数の最低保障率存続に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

文教委員長 大島 友治

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(地方行政委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

- 第一四三三号、第一五一号、第一五九号、第一七三三号、第一八三三号、第一八八号、第二四九号 高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

地方行政委員長 後藤 正夫

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(農林水産委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

- 第三一三号 加工用果実の価格安定対策確立に関する請願
- 第四五号 加工原料用果実価格安定対策事業

の対象品目に「加工用も」を加えることに
関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

農林水産委員長 青井 政美

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(公職選挙法改正に関する特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

- 第二五七号 肢体障害者の在宅投票に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十四年十二月十一日

公職選挙法改正に関する特別委員長 中村 禎二

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和

五十一年度政府関係機関決算書(継続案件)

昭和五十一年度国有財産増減及び現在額総計算書(継続案件)

昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

決算委員長 志 哲 裕

参議院議長 安 井 謙 殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中において、審査を行うに至らなかった。

同国会閉会中は、鋭意資料の収集に努めたが、

審査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安 井 謙 殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後において、主として資料の収集等に努めたが、

本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安 井 謙 殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後において、主として資料の収集等に努めたが、本

件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

地方行政委員長 後藤 正夫

参議院議長 安 井 謙 殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

法務委員長 峯山 昭範

参議院議長 安 井 謙 殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中においては、派遣委員の報告を聴いたほか関係資料の収集等鋭意調査に努めた。

また、同国会閉会後は、倉石法務大臣の発言問題について、倉石法務大臣及び伊東内閣官房長官並びに法務省及び最高裁判所当局の出席を求めて調査を行うとともに、適宜関係資料の収集、検討等を行ったが、その対象が広範多岐にわたるため、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

外務委員長 石破 二郎

参議院議長 安 井 謙 殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中、韓国における朴大統領射殺事件とその後の情勢について外務省当局から報告を聴取し、韓国情勢に関する問

昭和五十五年一月二十九日 参議院會議録追録

調査報告書(継続事件)

二〇

題 イラン情勢に関する問題及びインドシナ難民問題等について、外務省当局に対し質疑を行った。

次いで閉会後においては、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中、租税及び金融等に関する各種調査資料の収集を行った。

次いで、閉会後においても資料の収集を行ったが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化及び學術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

文教委員長 大島 友治

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中において、教育、文化及び學術に関する調査に関し、資料を収集する等の調査を進めた。

また、同閉会中においても引き続き資料の収集等を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

社会労働委員長 久保 亘

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後

において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

社会労働委員長 久保 亘

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

農林水産委員長 青井 政美

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中においては、会期が短期間であつたため、本件に関し資料の収集を行うにとどまつた。

同閉会中は、本件に関し、主に関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、極めて短期間でもあり、また、その対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

商工委員長 斎藤 十朗

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会において、資源

エネルギー対策小委員会を設置した。

また開会中及び閉会後において資料の収集整備に努める等調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかった。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

運輸委員長 三木 忠雄

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後において、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。なお、国鉄問題に関する小委員会を設置した。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波

に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

通信委員長 矢田部 理

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び同国会閉会後において、関係資料を収集する等調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

建設委員長 浜本 万三

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中、前国会閉会後に行つた委員派遣の報告を聴取するとともに、関係資料の収集に努めた。

また、同閉会中、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

予算委員長 山内 一郎

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後において、財政、経済関係に関する資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する

調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

決算委員長 志吉 裕

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中、表記の件に関し、竹下大蔵大臣、佐々木通商産業大臣、地崎運輸大臣、大西郵政大臣、伊東内閣官房長官、小淵総理府総務長官、知野会計検査院長、その他政府関係当局等及び参考人に対し、質疑を行い、また資料の収集を行う等、調査を行つた。

また、同国会閉会中も引き続き鋭意資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年一月二十九日 参議院会議録追録

昭和五十四年十一月二十四日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 志村 愛子

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本特別委員会は、第八十九回国会開会中及び閉
会後、沖縄及び北方問題に關しての対策樹立に關
する調査について、資料の収集等に努めたが、そ
の対象が広範多岐にわたっているため、調査を終
了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

災害対策特別委員長 青木 新次

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中、台風第十
六号及び第二十号による被害に關する件、木曾御

調査報告書(継続事件)

岳山の噴火による被害に關する件について、政府
当局から説明を聴取し、国土庁長官、関係政府当
局及び参考人に対し質疑を行つたほか、地震防災
対策に關する件、桜島活動火山周辺地域における
降灰対策に關する件等について、国土庁長官及び
関係政府当局に対し質疑を行つた。

同閉会後においては、資料を収集する等鋭意調
査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるた
め、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に關する調査(繼
続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

公害対策及び環境
保全特別委員長 小山 一平

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後
において、資料の収集を行う等鋭意調査に努めた

が、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

交通安全対策樹立に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

交通安全対策特別委員長 目黒今朝次郎

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後
において、交通安全対策の樹立に關し、関係資料
の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多
岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつ
た。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に關する調査(継続事
件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

物価等対策特別委員長 吉田 実

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中において、
当面の物価問題等に關する各種調査資料の収集を
行つた。

次いで、閉会中においても、適宜関係資料の収
集に努めたが、調査の対象が広範多岐にわたるた
め調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公職選挙法改正に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

公職選挙法改正に
関する特別委員長 中村 禎二

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会
後、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多
岐にわたっているため、調査を終了するに至らな

かつた。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

科学技術振興対策特別委員長 塩出 啓典

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後において資料の収集整備に努める等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

航空機輸入に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十一月二十四日

航空機輸入に関する調査特別委員長 森下 泰

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十九回国会開会中及び閉会後、関係資料の収集整備等鋭意調査に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
三 四 終わり 二 三 誤 正
二 四 終わり 二 三 誤 正
三 四 終わり 二 三 誤 正
二 四 終わり 二 三 誤 正

第四号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
三 四 終わり 二 三 誤 正
二 四 終わり 二 三 誤 正
三 四 終わり 二 三 誤 正
二 四 終わり 二 三 誤 正

第五号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
三 四 終わり 二 三 誤 正
二 四 終わり 二 三 誤 正
三 四 終わり 二 三 誤 正
二 四 終わり 二 三 誤 正

昭和五十五年一月二十九日 参議院会議録追録

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)